

普 通 預 金

商品名(愛称)		普通預金
ご利用いただける方		個人・法人のお客さま
期間		期間の定めはありません。
預け入れ	預入方法	随時お預け入れいただけます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		随時払い戻します。
利息	適用利率	毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	毎年2月と8月の当行所定日に元金に組み入れてお支払いします。
	計算方法	毎日の最終残高が 1,000円以上について、付利単位を 100円、1年を365日として日割計算をします。 計算式 $\frac{\text{積数(毎日の最終残高} \times \text{日数)} \times \text{年利率}}{365}$
税金		お受取利息には、個人のお客さまは源泉分離課税(マル優ご利用の場合は除く)、法人のお客さまは総合課税の税金がかかります。 ・源泉分離課税の場合…20%(国税15%、地方税5%) ・総合課税の場合…15%(国税15%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日まで所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。 ・源泉分離課税の場合…20.315%(国税15.315%、地方税5%) ・総合課税の場合…15.315%(国税15.315%)
手数料		・新規開設の手数料は不要です。 ・通帳・キャッシュカードの再発行は、当行所定の手数料が必要です。 ・最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座(以下、「未利用口座」といいます。)については、当行が定める口座管理手数料(以下、「未利用口座管理手数料」といいます。)をいただきます。(ただし、令和3年5月6日以降に開設された口座に限ります。) ※最後のお預入れまたは払戻しに、該当普通預金のお利息の元本への組入れならびに未利用口座管理手数料の引落しは除きます。 ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を送付させていただいた上で、約3か月経過してもご利用またはご解約がない場合に、該当普通預金口座から年間1,320円(消費税等含む)の手数料を引落しさせていただきます。 ・次の場合は、未利用口座の対象外です。(手数料は必要ございません。) ① 決済用普通預金 ② 該当普通預金口座の残高が1万円以上ある場合 ③ お借入れがある場合 ④ 同一支店(同一顧客番号)で他に金融資産(定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1円以上ある場合 ※盗難・紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。 ・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約させていただきます。 ※口座残高以上のご負担はございません。 ※口座を解約させていただいた後の、お客さまのお手続きは一切ございません。

[商品概要説明書]

付加できる特約事項	・個人(成人)のお客さまは総合口座にすることができます。 ・この口座をもとに次の取引をすることができます。 ①預金口座振替による各種料金の支払い ②キャッシュカード取引 ③デビットカード取引 ④給与・年金・公社債元利金等の自動受取り ⑤ご契約による自動的な払戻し ・有資格者についてはマル優をご利用いただけます。
中途解約時の取扱い	—
預金保険制度	預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項	利率については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--

令和3年7月21日現在